

23教保第37号  
平成23年4月12日

各市町教育委員会教育長 様

愛媛県教育委員会教育長

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る季節性インフルエンザ対策への移行について

このことについて、文部科学省から、別紙のとおり通知がありました。

つきましては、これまで、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」は、学校保健安全法施行規則第18条第2項の「新型インフルエンザ等感染症」として、第一種の感染症とみなしていましたが、4月1日以降、第二種の感染症である「インフルエンザ」となり、出席停止の期間については、「治癒するまで」から「解熱した後二日を経過するまで」となります。

また、これに伴いインフルエンザサーベイランスに関しては3月31日で廃止としますが、学校の設置者は、児童生徒等の出席停止及び学校の臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を行った場合は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第18条及び学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第5条の規定に基づき、引き続き速やかに保健所に連絡すること等については、遺漏のないようにして下さい。

以上、管下の学校に対して周知し、適切に対応するようお願いいたします。

**【連絡先】**

愛媛県教育委員会事務局  
管理部保健体育課学校体育係  
TEL 089-912-2982